

令和 7 年 1 月 31 日
住宅局参事官（建築企画担当）

建築物のバリアフリー基準の改正に係る説明会を開催します！

～「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」等の改正について～

便所、駐車場及び劇場等の客席のバリアフリー化を促進するため、建築物に関するこれらのバリアフリー基準[※]が改正され、2025年6月1日から施行されます。これに伴い、基準の改正概要とその運用に関する説明会を開催します。

※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する基準及び同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する基準

■説明会の概要

- (1) 対 象：設計者及び審査者等
- (2) 開催日時：令和 7 年 2 月 27 日（木）14:00～15:30
- (3) 開催方法：オンライン
- (4) 内 容：便所、駐車場及び劇場等の客席に係るバリアフリー基準の改正概要及びその運用について
- (5) 説明資料：
以下の URL よりダウンロードしてください。
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001857777.pdf>

- (6) 参加登録：
以下の URL より期限までに参加登録をお願いします。
<https://form.run/@mx-ksknet-x5gT7RQ0mX6lXnTI0SvB>

【参加登録期限：令和 7 年 2 月 20 日（木）】

- ・ 取得した個人情報は適切に管理し、必要な用途以外に利用しません。
- ・ 説明資料について質問がある場合には、該当ページと共に記載ください。
- ・ 参加登録方法については、以下にお問い合わせください。

株式会社 日建学院

メールアドレス：nkg-m@nkg88.co.jp

電話番号：050-1808-8761 ※自動音声システムによる対応
（電話は説明会当日 13：00～15：30 のみ開設）

【お問い合わせ先】

住宅局参事官（建築企画担当） 付
代表：03-5253-8111